

看護闘争ニュース

NO. 84

2006年 9月25日

山陰医労連

年内に調査を行い確保対策検討会を設置

9月20日、島根県議会で、尾村議員の質問に対し、県は「本県が平成17年度に策定した『第六次看護職員需給見通し』では、平成18年度には217人、平成22年には96人の看護職員が不足するという状況であります。

こうした需給状況を踏まえ、従来の取り組みに加え、今年度から未就業の看護職の方を対象に、病院での実施研修により、医療現場での雰囲気や感覚をとりもどし、最新の技術を修得することで職場復帰を支援する『インターンシップ事業』や、1人でも多く看護師等養成所への進学を促進するため、『高校生を対象とした進学ガイダンス』に取り組んでいます。現在、『インターンシップ事業』では、看護師確保の関心の高さから、実地研修受け入れ病院も25病院となっており、今後は最就業する方が増えていくことに期待しているところであります。

こうした中で、先般の診療報酬改定による看護職員の配置基準の見直し、さらには、医療制度改革による療養病床の転換など、需給見通し策定後の医療をとりまく環境は大きく変化しています。県としては、今後の看護職員の需給動向について、年内には調査を行うこととしており、その調査結果を検証した上で、県内看護師等養成所の定員を含めたあり方や県内就業の促進などの確保対策について、医療関係者などで構成する『看護職員の養成・確保に関する検討会』を設置し、様々な角度から検討してまいります。」と答弁しました。

徳島厚生連・徳厚労阿南共栄病院支部

100%の夜勤協定遵守を！

今年1月16日付けで「9日夜勤発生に伴う検討依頼」が看護部長より労組に提出。理由は、予定以上の退職者と病欠者が出たため、3月に9日夜勤が全体で13回発生するというものでした。労組は、2回の「緊急看護師集会」を開催し、全部署の看護師から意見を聞き、検討の結果、「2月に夜勤7回のスタッフが3月に9回の夜勤を行う、師長は、9日夜勤の半分を行う、4・5月で最低でも2日の年次有給休暇を保障する、9日目の夜勤者は時間外労働として扱う」という条件をまとめ、看護部に提出。看護部はすべての条件を満たすのは困難とし、「管理当直も病院長から許可をもらっているのではない」と返事。「夜勤協定は労組だけでなく、経営側も責務として守っていく事柄。病院長の許可をもらう前に労組や看護師にお願いするのが筋。固執するなら、宿直拒否闘争も考える」との労組の強い態度に、翌日看護部長から「夜勤は師長で行い、管理当直も現行どおり行なう」との返事が返ってきました。労組では、平成3年に夜勤協定を締結しほぼ100%8日夜勤を守らせてきました。

日本医労連

2004年9月に「外国人看護師・介護職の受け入れ問題について」の見解を発表しています。

1. 安易に就労受け入れを拡大しないこと
2. 安全でゆきとどいた看護・介護の提供のためには、患者・医療関係者との日本語での意思疎通と、日本の文化・社会への習熟が求められる。基礎教育の内容や資格制度、レベルの違いなどを考慮し、日本の免許取得が当然。
3. 日本以上に看護師不足と保健衛生の不備が指摘される諸外国からの受け入れは問題。就労受け入れ拡大ではなく、東南アジア諸国の国内経済発展への協力こそ必要。
4. 安易に外国人労働者に頼るのではなく、国が責任を持って医療・介護労働者の労働条件を改善し、安全な医療を保障する人材を確保すべき。



フィリピンから看護師400人受け入れ

9月11日厚労省は、日本とフィリピンの経済連携協定（EPA）が9日締結されたのを受け、当初の2年間でフィリピン人の看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人の計1000人を上限として受け入れると発表。国会承認を経て来春にも発効される見通し。

今回の受け入れは、フィリピンにおける看護師の有資格者や介護士研修修了者、4年制大卒または看護大学卒業者が対象。日本の国家資格取得を目的として一定期間、病院や介護施設で研修を行なう。

受け入れのしくみは、まず6ヶ月の間日本語研修を実施。その後、病院や介護施設での研修を行い、最終的に国家試験を日本語で受験する。看護師の場合は3年、介護福祉士は4年の間に国家資格の取得をめざし、取得できればその後も日本で就労することができる。一方期間内に取得できなければ帰国を迫られることになる。

厚労省次官は、「日本の労働市場に悪影響を及ぼさないというのが、もともとの話。実現可能な数字と判断した」と。今後、フィリピン以外の国の受け入れについては、「フィリピンだけで後は受け入れないという方針ではない」と述べた。

●野村新看護課長「労働市場への悪影響ない」

「日本の看護師の免許を取るために、3年間入っているわけで、働く看護師をそのまま輸入して、働いてもらおうと言う発想ではない」と述べました。

日本医師会

自国での養成が基本

「日本の看護師、介護福祉士不足の解決策ではない。これらの医療関係職種の不足解消は、国が責任を持って自国で養成していく基本路線により対応していくべき」とした上で、「看護学生を受け入れるための現行の施設基準を満たす病院で実習すべき」と述べた。

日本看護協会

受け入れに一定理解

「日本の看護師不足解消のためではなく、貿易交渉の問題」としたうえで、主張してきた医療・看護の質を確保するための条件が、協定で考慮されている。日看護が主張してきた日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得、安全な看護ケアが実施できるだけの日本語能力を保有、日本人看護師と同等以上の条件で雇用、看護師免許の相互承認は認めない—といった受け入れ条件が理解されたとしている。

筑波大 職員354人に残業代1億未払い

昨年2月から今年3月までの14ヶ月間に職員354人に残業代1億400万円の未払いがあったと発表。事務系1150人を調査し労基署から是正勧告と指導を受けた。9月中に支払うとのこと。